別紙　　訪問介護サービス利用料金表（特定事業所加算Ⅱ）

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法廷利用料に基づくものとします。

	援助項目	所要時間	単位数	事業所加算Ⅱ合計単位数	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	身体介護01	20分未満	167単位	184単位	184円	368円	552円
	身体介護1	30分未満	250単位	275単位	275円	550円	825円
	身体介護2	30分以上1時間未満	396単位	436単位	436円	872円	1308円
	身体介護3	1時間30分未満	579単位	637単位	637円	1274円	1911円
		30分増すごとに	84単位	92単位	92円	184円	276円
生活援助	生活介護2	20分以上45分未満	183単位	201単位	201円	402円	603円
	生活介護3	45分以上	225単位	248単位	248円	496円	744円
身体介護＋生活援助	身体1+生活1	身体30分未満+生活援助20分以上	317単位	349単位	349円	698円	1047円
	身体1+生活2	身体30分未満+生活援助45分以上	384単位	422単位	422円	844円	1266円
	身体1+生活3	身体30分未満+生活援助70以上	451単位	496単位	496円	992円	1488円
	身体2+生活1	身体60分未満+生活援助20分以上45分未満	463単位	509単位	509円	1018円	1527円

*平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金表です。
*上記金額は介護保険法で定められた1単位単価10円で計算しております。
*上記金額は特定事業所加算Ⅱで算定しております。
*ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。
*やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は別途費用が必要となります

	加算項目	単位数	加算内容
加算	初回加算	200単位	新規に訪問介護計画を策定した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合またはその他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行した場合に加算します。
	緊急時訪問介護加算	100単位	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた場合にサービス提供責任者またはその他の訪問介護員が、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定します。
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計に13.7%乗じた額	介護職員の処遇を改善するとともに、資質向上に資するための研修などを行うための加算を算定いたします。
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	合計に6.3%乗じた額	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計に2.4%乗じた額	介護職員等の処遇改善を目的とし加算を算定いたします。

割増料金

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用金額に割増料金が　加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象になります。

時間		割増料金
夜間	午後6時から午後10時まで	25%
深夜	午後10時から午前6時まで	50%
早朝	午前6時から午前8時まで	25%

訪問介護ステーションほっと　総合事業（訪問型サービス）の利用料金表

【基本料金について】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金（注1）		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度の利用を想定する者で提供回数が4回/月を越える場合	11,760円 （1ヶ月につき）	1,176円 （1ヶ月につき）	2,352円 （1ヶ月につき）	3,528円 （1ヶ月につき）
訪問型独自サービスⅣ	1月の中で全部で4回まで	2，680円 （1日につき）	268円 （1日につき）	536円 （1日につき）	804円 （1日につき）
訪問型独自サービスⅡ	1週間に2回程度の利用を想定する者で提供回数が8回/月を越える場合	23,490円 （1月につき）	2,349円 （1ヶ月につき）	4,698円 （1ヶ月につき）	7,047円 （1ヶ月につき）
訪問型独自サービスⅤ	1月の中で全部で5回から8回まで	2，720円 （1日につき）	272円 （1日につき）	544円 （1日につき）	816円 （1日につき）
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える利用を想定する者で提供回数が12回/月を越える場合	37,270円 （1月につき）	3,727円 （1ヶ月につき）	7,454円 （1ヶ月につき）	11,181円 （1ヶ月につき）
訪問型独自サービスⅥ	1月の中で全部で9回から12回まで	2，870円 （1日につき）	287円 （1日につき）	574円 （1日につき）	861円 （1日につき）

（注1）旧記の基本利用料は、介護保険で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
（利用負担割合証により2割、3割対象者は割合に応じた料金がかかります）

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合。または、2ヶ月サービスを利用しなかった場合	2,000円	200円
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数10%	
介護職員処遇改善加算Ⅰ		上記基本料金と各種加算 減算の合計の13.7%	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		上記基本料金と各種加算 減算の合計の6.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記基本料金と各種加算 減算の合計の2.4%	